平成29年第2回

甲佐町議会12月臨時会会議録

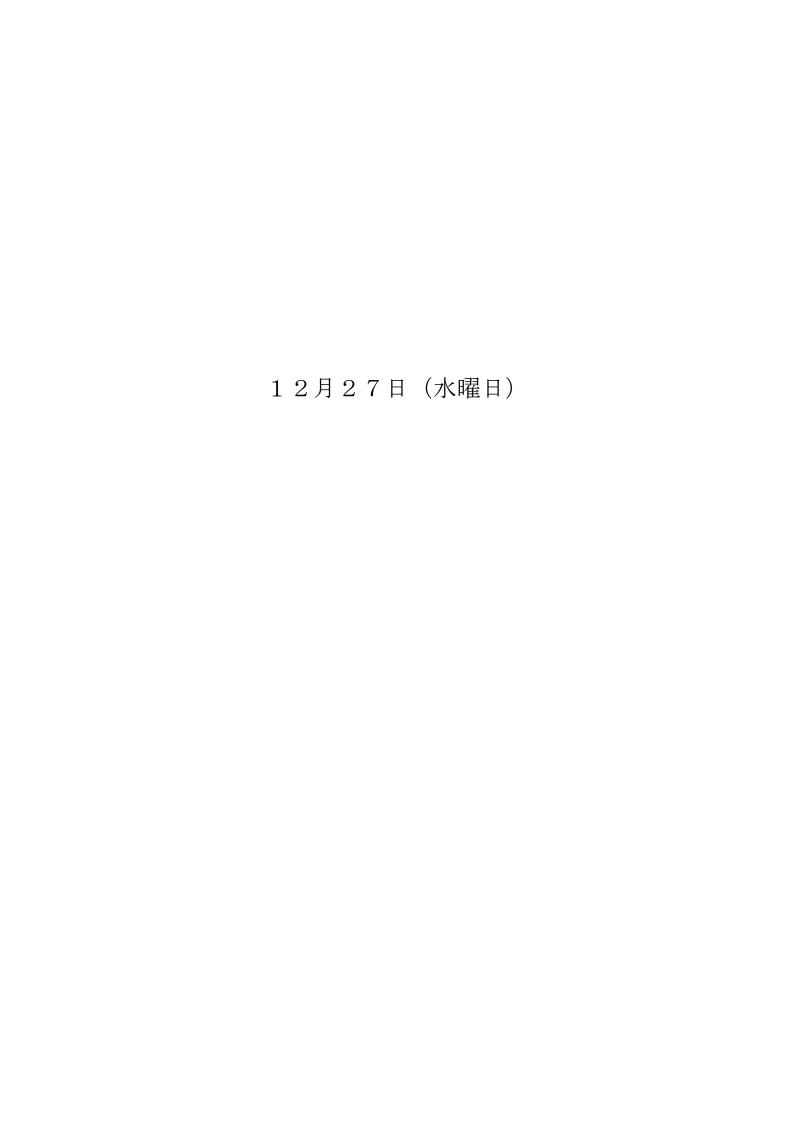
平成29年12月27日

熊本県甲佐町議会

平成29年第2回甲佐町議会(臨時会)目次

〇12月27日 (第1号)

				1
	不応招議員	₫		1
	出席議員			1
	欠席議員			1
	本会議に職務のために出席した者の職氏名・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			
	地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名・・・・・・・・・・・・・・・・・・			
開会・開議・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			3	
	日程第1	会議録署名詞	義員の指名について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
	日程第2 会期の決定について			3
	日程第3 町長の提案理由の説明について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			3
	日程第4	議案第43号	町長等の給料及び旅費に関する条例の一部改正について・・・	4
	日程第5	議案第44号	業務委託に関する協定の締結について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
	日程第6	議案第45号	工事請負契約の締結について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
	日程第7	議案第46号	工事請負契約の締結について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	10
	閉会 · · · ·			13



平成29年第2回甲佐町議会臨時会

(第1号)

1. 招集年月日 平成29年12月27日

1. 招集の場所 甲佐町議会議場

1. 開会 12月27日 午後1時30分 議長宣告

1. 閉会 12月27日 午後2時08分 議長宣告

1. 応招議員

内 2番 佐. 野 3番 荒 博 1番 Щ 亮 一 安 春 田 4番 宮 本 修 5番 福 謙 6番 西 坂 洋 治 田 和 7番 宮 川安 明 8番 緒 方 哲 哉 郷 昭 宣 9番 本 新 男 10番 渡邊俊 11番 本 12番 中 村 幸 田

1. 不応招議員

なし

1. 出席議員

1番 山 内 亮 一 2番 佐 野 安 春 3番 荒 博 田 本 修 福 西 坂 和洋 4番 宮 治 5番 田 謙 6番 7番 宮 川安 明 8番 緒 方 哲 哉 9番 本 郷 昭 官 男 10番 渡 邊俊 12番 中 村 幸

1. 欠席議員

11番 本 田 新

1. 本会議に職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長 福島明広 議会事務局事務長 山本洋子

1. 地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

 \equiv 町 長 奥 名 克 美 副 町 長 師 富 省 敦 会計管理者 古 閑 総 務 課 長 西 坂 直 公 孝 くらし安全推進室長 佐々木 平 企 画 課 長 北 畑 善 典 上 幸 介 住民生活課長 税 務 課 長 井 本 田 克 上美穂 太 総合保健福祉センター所長 井 福 祉 課 長 北 野 幹春 設 長 志戸岡 弘 農 政 課 長 尚 本 建 課 橋 環境衛生課長 本 良 一 会 計 課 長 古 閑 敦 町民センター所長 中 林 健 次 教 育 長 蔵 田 勇 治 学 校 教 育 課 長 荒 田 慎 ー 社 会 教 育 課 長 吉 岡 英 二

1. 会議録署名議員の指名について

議長は会議録署名議員に次の2名を指名した。

1番 山 内 亮 一 2番 佐 野 安 春

1. 議事日程

議長は本日の議事日程を別紙のとおり報告した。

1. 会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 町長の提案理由の説明について

日程第4 議案第43号 町長等の給料及び旅費に関する条例の一部改正について

日程第5 議案第44号 業務委託に関する協定の締結について

日程第6 議案第45号 工事請負契約の締結について

日程第7 議案第46号 工事請負契約の締結について

1. 議事の経過

開議 午後1時30分

○議長(緒方哲哉君) こんにちは。

先ほど、11番、本田 新議員のほうから欠席の届けが出てまいりましたので、ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しますので、これより平成29年第2回甲佐町議会臨時会を開会いたします。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程を報告します。

本日の議事日程は議席に配付のとおりですので、朗読を省略いたします。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長(緒方哲哉君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、1番、山内亮一議員、 2番、佐野安春議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定について

○議長(緒方哲哉君) 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本日の臨時会の会期は、本日1日限りにしたいと思います。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(緒方哲哉君) 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日1日限りといたすことに決定いたしました。

議案第43号、町長等の給料及び旅費に関する条例の一部改正について、議案第44号、業務委託に関する協定の締結について、議案第45号、工事請負契約の締結について、議案第46号、工事請負契約の締結について、以上4件を上程いたします。

日程第3 町長の提案理由の説明について

- ○議長(緒方哲哉君) 日程第3、町長の提案理由の説明を求めます。 奥名町長。
- **〇町長(奥名克美君)** 皆さん、こんにちは。

本日は、平成29年第2回甲佐町議会臨時会を招集いたしましたところ、年末の大変ご多用の中にご参集をいただき、厚くお礼を申し上げます。

提案をいたしております議案について、提案理由の説明を申し上げます。

今臨時会に提案いたしております案件は、条例の一部改正案件が1件、協定の締結案件が1件、工事請負契約の締結案件が2件、合計4件でございます。

それでは、議案第43号、町長等の給料及び旅費に関する条例の一部改正について、ご説

明申し上げます。

本件は、去る12月22日付で行いました職員の懲戒処分に関して、職員の管理・監督責任者であります私と副町長について、給料の10分の1を1カ月減額するため、本条例の一部改正をお願いするものであります。

次に、議案第44号、業務委託に関する協定の締結についてご説明申し上げます。

本件は、甲佐町営甲佐地区災害公営住宅建設工事を熊本県へ委託により行うため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会のご議決をお願いするものであります。

次に、議案第45号、工事請負契約の締結について、ご説明申し上げます。

本件は、甲佐町すまいの復興拠点施設整備造成工事(その1)について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会のご議決をお願いするものであります。

次に、議案第46号、工事請負契約の締結について、ご説明申し上げます。

本件は、芝原地区液状化対策工事について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会のご議決をお願いするものでございます。

ご提案いたしております議案は以上でございますが、ご審議の節は、担当課長のほうに 説明をいたさせますので、適切なご議決をいただきますようお願いを申し上げて、提案理 由の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長(緒方哲哉君) 以上で、奥名町長の提案理由の説明を終わります。

日程第4 講案第43号 町長等の給料及び旅費に関する条例の一部改正について

○議長(緒方哲哉君) 日程第4、議案第43号「町長等の給料及び旅費に関する条例の 一部改正について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長(西坂 直君) 議案第43号についてご説明申し上げます。

議案第43号、町長等の給料及び旅費に関する条例の一部改正について。

町長等の給料及び旅費に関する条例の一部を次のように改正することといたしております。平成29年12月27日提出、町長名です。提案理由につきましては、省略させていただきます。

次のページをお願いいたします。

町長等の給料及び旅費に関する条例の一部を改正する条例。町長等の給料及び旅費に関する条例(昭和30年甲佐町条例第8号)の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

13項、第3条の規定にかかわらず、平成30年1月分として支給する給料に限り町長の額を71万1,630円、副町長の額を53万3,700円とする。附則、この条例は、平成30年1月1日から施行する。

以上で説明を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長(緒方哲哉君) これより質疑を行います。何か質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(緒方哲哉君) ありませんね。質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

- **〇議長(緒方哲哉君)** 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。 本郷議員。
- **○9番(本郷昭宣君)** 議案第43号、町長等の給料及び旅費に関する条例の一部改正につきましては、このような条例改正については遺憾に思います。当事者たちにつきましては、忘れたというようなことでございますけれども、日ごろ、自分に厳しく、そして、勤務していただきたいと思います。ただ、本人さんだけじゃなく、職員さんも再度認識いただいて、自分の仕事に対し、そしてまた、自分のことについても規律を厳しくしていただきたいことを申し添えまして、賛成いたします。
- **〇議長(緒方哲哉君)** これで討論を終結します。

これから議案第43号「町長等の給料及び旅費に関する条例の一部改正について」を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(緒方哲哉君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第44号 業務委託に関する協定の締結について

○議長(緒方哲哉君) 日程第5、議案第44号「業務委託に関する協定の締結について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

企画課長。

〇企画課長(北畑公孝君) それでは、議案第44号についてご説明申し上げます。

議案第44号、業務委託に関する協定の締結について。甲佐町営甲佐地区災害公営住宅建設工事について、下記のとおり業務委託に関する協定を締結するものでございます。平成29年12月27日提出。町長名でございます。

記。協定名称、熊本地震による災害公営住宅整備に係る業務施行に関する協定。業務名称、甲佐町営甲佐地区災害公営住宅整備事業。施設名称、甲佐町営甲佐地区災害公営住宅。所在地、上益城郡甲佐町大字豊内718番地1他。施設用途等、長屋、木造、平家建て、30戸。集会所、木造、平家建て、1棟。敷地面積、約7,903平米。延べ床面積、長屋約1,941

平米。集会所約61平米。建設工事費、6億7,015万8,000円。完成予定年月、平成30年3月31日。ただし、協定締結後、国及び県予算が翌年度に繰越承認されたとき、完了期限を平成30年12月28日に変更する。協定の相手方、熊本県知事 蒲島郁夫。提案理由につきましては、省略させていただきます。

次のページから、今回、協定を締結する協定(案)になります。

最後のページをお願いいたします。別添の熊本地震による災害公営住宅整備に係る業務施行に関する協定の対象業務ということで、一番下の表で説明させていただきます。

委託の区分といたしまして、工事6億7,015万8,000円、工事監理1,700万円、合計の6億8,715万8,000円を委託として協定を締結いたしますが、協定の対象業務のうち工事に関する部分については、工事または製造の請負に当たり、議会に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に定める金額を超えるときは、議会の議決が必要となるため、今回、議決を求めるものでございます。

なお、本協定の締結につきまして、議会の議決をいただきましたら、熊本県と協定の締結を行い、その後、熊本県で工事に関し一般競争入札を実施され、熊本県と落札者で請負工事の契約を締結されます。

契約の相手方、契約金額につきましては、請負工事の契約締結日以降の最初の議会で報告させていただき、熊本県との協定の変更につきましては、最終精算での変更協定を行う予定としておりますので、協定終了前までに変更協定(案)につきまして、議会へ提案させていただくことでご了承をお願いしたいと思います。

以上、説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

- **〇議長(緒方哲哉君)** これより質疑を行います。何か質疑ありませんか。 宮川議員。
- **〇7番(宮川安明君)** 議長にちょっとお願いでございますが、本案件じゃなくて、これ、関連ということで質問したいと思います。災害住宅の件でございますけど、それの質問をお許し願えれば、関連で質問を先にさせていただきたいと思いますけど。
- **〇議長(緒方哲哉君)** 関連ということでありますので、宮川議員の質問を許します。 宮川議員。
- **〇7番(宮川安明君)** それでは、今、皆さんが本案件についてお考えになっておりますので、その間を使わせていただいて、質問します。

と申しますのは、12月の定例会で、乙女、白旗災害公営住宅が不調不落に終わったというようなことでございました。12月中にもう一度入札をかけてというような報告を受けておりましたけども、非常に地元としては、本田議員、今日いらっしゃっていませんけども、恐らく同じだと思いますけど、地元の皆さんが非常に心配されている面がございますので、今現在、その点どうなっているか、企画課長にお聞かせ願いたいと思います。よろしくお願いします。

- **〇議長(緒方哲哉君)** 企画課長。
- **〇企画課長(北畑公孝君)** 乙女、白旗地区の災害公営住宅につきまして、さきの議会

におきまして、不調に終わったということをご報告させていただきました。

今回、県のほうで改めて入札の公告を実施されております。公告日が平成29年12月14日の日に一般競争入札の公告をされております。この入札の開札日が、翌年、平成30年1月18日が開札日となっております。

前回は、乙女、白旗を各工事として、二つの工事として入札を公告されておりますが、 今回は乙女・白旗を一本の工事として、今回、公告をされております。工期につきまして が、通常、前回で比較しますと、2カ月ずれたことによって、大体7月ですが、今回は余 裕を持って工期を設定されておりまして、平成30年の3月31日ということで工期の設定を されております。

あと、前回と違う点につきましては、入札参加資格の格付が、前回はA1ということで、 県内で有資格者として30数社ということでございましたが、今回は格付等の等級をランク を広げられまして、A2までの業者を対象といたされております。県内の有資格者につき ましては、99社が参加できる資格となっております。

以上で説明を終わらせていただきます。

- **〇議長(緒方哲哉君)** 宮川議員。
- **〇7番(宮川安明君)** わかりました。先ほども言いましたように、非常に地元のほうでは心配されておりますので、そういうふうに99社、ワンランク落としたとかいうようなことで、今度はきちっとした入札が行われるんじゃないかというふうに思いますので、見守っていきたいと思います。ありがとうございました。
- **○議長(緒方哲哉君)** 業務委託に関する協定の締結についての質疑を行っております。 何か質疑ありませんか。議案第44号についての質疑はありませんか。ありませんね。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

- **〇議長(緒方哲哉君)** 質疑なしと認めます。
 - これで質疑を終結します。
 - これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

- **〇議長(緒方哲哉君)** 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。 宮川議員。
- **〇7番(宮川安明君)** 議案第44号、業務委託に関する協定の締結についてでございますが、いろいろさきの乙女、白旗のこともございますけども、本業務委託が予定どおりに進むことを希望いたしまして、本案に賛成をいたします。
- ○議長(緒方哲哉君) これで討論を終結します。

これから議案第44号「業務委託に関する協定の締結について」を採決いたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(緒方哲哉君) 異議なしと認めます。

日程第6 議案第45号 工事請負契約の締結について

〇議長(緒方哲哉君) 日程第6、議案第45号「工事請負契約の締結について」を議題 とします。

提出者の質問を求めます。

建設課長。

〇建設課長(志戸岡 弘君) それでは、議案第45号についてご説明申し上げます。

議案第45号、工事請負契約の締結について。甲佐町すまいの復興拠点施設整備造成工事 (その1)について、下記のとおり工事請負契約を締結するものでございます。平成29年 12月27日提出。町長名でございます。

記。1、契約の目的、甲佐町すまいの復興拠点施設整備造成工事(その1)。2、場所、 上益城郡甲佐町大字豊内地内。3、契約金額、1億6,209万7,200円。4、契約の相手方、 上益城郡甲佐町大字豊内685番地4、田中建設株式会社甲佐支店 取締役支店長 田中勝 廣。5、契約の方法、指名競争入札。提案理由については、省略させていただきます。

説明については、説明資料にて説明をさせていただきます。

次のページをお願いします。次のページに仮契約書の写しを添付しております。

次のページをお願いいたします。説明資料2の計画平面図で、工事の概要についてご説明を申し上げたいと思います。

工事箇所につきましては、災害公営住宅(仮称)甲佐団地、子育て支援住宅、防災公園の建設地となります。施工面積が1万2,758平米、造成については、良質土にて盛り土を行い、盛り土量は1万4,910立米が必要です。平均盛り土高は1メートル程度となります。現状の道路高さよりも20センチ程度上がる計画でございます。

施工につきましては、まず全面の表土を40センチほどはぎ取りまして、その後、転圧を しながら盛り土工事を行います。また、北側の農地との境には土留め工としまして、L型 擁壁91メートルを施行いたします。

今回の整備造成工事は、開発許可制度に基づき、調節池を設ける必要があります。計画 平面図の下のほうに敷地の断面図として、地下浸透式の貯留槽の配置と、左側にその構造 図を載せております。

土地利用の形態を考慮し、防災公園の中に地下浸透式の貯留槽、幅18メートル、長さ27メートル、高さが2.6メートルの大きさで、貯留する能力は1,080立米であります。また、管理用としまして、升の2基を設置いたします。この貯留槽は、敷地内の表面水、雨水などを一時的に貯留し、地下へ浸透させる施設となります。また、敷地内の排水路の整備といたしまして、側溝を98メートル、暗渠排水管を120メートル、あわせて設備いたします。以上が造成工事の概要となります。

また、関連する整備工事といたしまして、敷地中央にありました排水路を道路敷地内へつけかえを行う工事をその2の工事として、周辺道路の側溝の整備と舗装工事をその3の

工事として、同時に発注を行っております。平面図の中で、灰色に着色した部分の道路と 水色で着色した箇所が、つけかえ水路の工事箇所となります。

なお、工事の施工の段階で変更を必要とすることが生じた場合、軽微な変更につきましては、町長の専決により実施させていただき、工事が竣工する前までに、変更契約の締結について議会へご提案させていただくということで、ご了解をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

以上で説明を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

- **〇議長(緒方哲哉君)** ただいま説明が終わりました。 これより質疑を行います。何か質疑ありませんか。 宮川議員。
- **〇7番(宮川安明君)** 質問します。この左側の農地の件ですけど、いろいろあって、 買収にも応じていただけなかったというようなことだから、その農地として利用されると いうことだから、水路とか、排水路とかの問題については、きちっと話をしてあるのかど うかということですね。その辺をお聞きします。
- **〇議長(緒方哲哉君)** 建設課長。
- **○建設課長(志戸岡 弘君)** 左側の農地2筆については、まず、上のほうの農地については、用水路、排水路ともに現状のままで利用することができます。下の部分の農地につきましては、当初、役場との間のほうに用水路が走っておりましたけれども、用水路を廃止することで、もとの上の道から用水を引くこととしております。そのため、L型擁壁の横の部分に新たに用水路を設置いたしまして、そこから用水を引いてもらうということになります。排水路につきましては、農地と農地の間に排水路が残りますので、現状のまま使用していただくということになります。両方の地権者の方には、それぞれ説明をして承諾を得ております。

以上でございます。

- **〇議長(緒方哲哉君)** 宮川議員。
- **〇7番(宮川安明君)** ちゃんと所有者の方に承諾を得てもらっておかんと、今までの 経緯があるからと思って、それと、土地改良区のほうとは、それで話がついているんです か。
- **〇議長(緒方哲哉君)** 建設課長。
- **〇建設課長(志戸岡 弘君)** 甲佐土地改良区とも承諾をいただいております。 以上でございます。
- ○議長(緒方哲哉君) ほかに質疑はありませんか。 佐野議員。
- **〇2番(佐野安春君)** この構造上で、地下浸透式貯水槽という方法をとられたのはどういった理由でしょうか。
- **〇議長(緒方哲哉君)** 建設課長。
- **〇建設課長(志戸岡 弘君)** 先ほど申しましたとおり、開発許可に基づき調整池を設

ける必要がございます。面積が減った分で調整池、池タイプと、地下に浸透するタイプが ありますけれども、今回は防災公園等などの利用もありますので、地下浸透型で対応する ことと決めたわけでございます。

以上でございます。

〇議長(緒方哲哉君) ほかに質疑ありませんか。ありませんね。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

- **〇議長(緒方哲哉君)** 質疑なしと認めます。
 - これで質疑を終結します。
 - これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

- **○議長(緒方哲哉君)** 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。 荒田議員。
- **○3番(荒田 博君)** 議案第45号、工事請負契約の締結についてでございますけれど も、ただいま課長の説明があったとおりでございます。本町の復旧・復興が早急にできま すことを願いまして、賛成いたします。
- **〇議長(緒方哲哉君)** これで討論を終結します。

これから議案第45号「工事請負契約の締結について」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定し、執行部から提案のあった軽微な変更については専決を行い、工事の竣工前までに変更契約締結を議案として提出することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(緒方哲哉君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第46号 工事請負契約の締結について

〇議長(緒方哲哉君) 日程第7、議案第46号「工事請負契約の締結について」を議題 とします。

提出者の説明を求めます。

建設課長。

〇建設課長(志戸岡 弘君) 議案第46号についてご説明申し上げます。

議案第46号、工事請負契約の締結について。芝原地区液状化対策工事について、下記の とおり工事請負契約を締結するものでございます。平成29年12月27日提出。町長名でござ います。

契約の目的、芝原地区液状化対策工事。場所、上益城郡甲佐町大字芝原地内。契約の金額、1億1,016万円。契約の相手方、熊本市南区出仲間1丁目6番5号、株式会社杉本建設 代表取締役 杉本憲昭。契約の方法、指名競争入札。提案理由については、省略させていただきます。

次のページをお願いします。仮契約書の写しを添付しております。

次のページをお願いします。説明資料2の計画平面図で、工事の概要についてご説明を 申し上げます。

今回の工事については、熊本地震で液状化被害が発生した芝原団地に液状化を起こす要因であります地中に残留する雨水を排出することで、液状化しにくい地盤にするものです。この地下水位低下工法は、地下水の低下を図るため、団地内の道路、深さ約3メートルのところに暗渠排水管を布設し、流末のマンホールポンプ2基から残留水を排出し、地下水を一定に保つことで、道路、宅地、一体的な液状化の対策ができます。

計画平面図では、団地内の道路を薄い灰色で着色をしております。赤い線が暗渠排水管を布設する箇所です。管の径が200ミリ、延長が890メートルとなります。赤い線の途中に青い丸点がございますが、これが管理用のマンホールで、25カ所設置をいたします。中央部分の水路の部分に緑色の丸点がございますが、こちらが排水ポンプ施設となります。管路整備後に道路側溝770メートルと、舗装工400平米の復旧を行うことにしております。施工中の仮設工法といたしまして、現場条件等を検討した結果、周辺住宅に影響がないよう、地山を確認しながら、掘削やたて込みが可能で、地下水などが多く出た場合には、薬液注入工法を併用して施工ができることから、たて込みの簡易土留め工を仮設工として行うこととしております。

以上が工事の概要となります。

なお、工事の施工の段階で変更をする必要が生じた場合、軽微な変更につきましては、 町長の専決により実施させていただき、工事が竣工する前までに、変更契約の締結につい て議会へご提案させていただくということで、ご了解をいただきますようよろしくお願い いたします。

以上で説明を終わります。よろしくお願いします。

○議長(緒方哲哉君) 説明が終わりました。

これより質疑を行います。何か質疑ありませんか。

本郷議員。

- **〇9番(本郷昭宣君)** ここについてはよくわかりましたけれども、水中ポンプ等について施設がなされますが、その維持管理については町がするんですか。以後は団地内でされますか。
- 〇議長(緒方哲哉君) 建設課長。
- **〇建設課長(志戸岡 弘君)** ポンプ設置後の維持管理につきましては、町のほうで管理をしていきます。

以上でございます。

〇議長(緒方哲哉君) ほかに質疑ありませんか。

荒田議員。

○3番(荒田 博君) 念のためにお聞きいたしますけど、この件に関しましての住民 の説明に関してはどうなっていますでしょうか。

- **〇議長(緒方哲哉君)** 建設課長。
- **○建設課長(志戸岡 弘君)** 芝原団地の住民の方への説明は、これまでに2回説明しております。事業に取りかかるときにと、事業実施についてのスケジュールについて、今回、請負業者が決まりましたので、その工事の工程あたりが決まりまして、1月中にもう一度住民への説明を行いたいと考えております。

以上でございます。

○議長(緒方哲哉君) ほかに質疑ありませんか。ありませんね。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(緒方哲哉君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

〇議長(緒方哲哉君) 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。 宮川議員。

- **〇7番(宮川安明君)** 議案第46号、工事請負契約の締結についてでございます。これも非常に地元の芝原団地の皆さんにはご迷惑をかけておるところでございますので、しっかりと住民の方にも説明をしていただいて、やっていただきたいということをつけ加えまして、本案に賛成をいたします。
- **〇議長(緒方哲哉君)** これで討論を終結します。

これから議案第46号「工事請負契約の締結について」を採決いたします。

本案は原案のとおり決定し、執行部から提案のあった軽微な変更については専決処分を 行い、工事の竣工前までに変更契約締結を議案として提出することにご異議ございません か。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(緒方哲哉君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上をもって、本臨時会に付議されました事件は全て議了いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

閉会前に当たり、町長よりご挨拶をお願いいたします。

奥名町長。

〇町長(奥名克美君) 平成29年第2回臨時会の閉会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、ご提案をいたしました案件につきまして、慎重審議の上、原案どおりご議決いただき、まことにありがとうございます。また、職員の不祥事については、今後、このような不祥事を二度と起こさないように対策に取り組み、一日も早い町民の皆様の信頼回復に努めてまいります。さらに、審議の中でご指摘いただきましたことは、今後の町政執行

に生かしていく所存でございますので、引き続き町政発展のため、特段のご協力とご指導 をいただきますよう心からお願いを申し上げて、閉会のご挨拶とさせていただきます。あ りがとうございました。

○議長(緒方哲哉君) それでは、本日可決の議案につきましては、中でも条例の一部 改正に伴う職員の処分に関し、各々が社会人としての自覚を再認識し、再発防止並びに町 民の信頼回復に向けて、今後の町執行に万全を期していただきたいと改めて思うところで あります。

最後に、皆様方には、健康にご留意いただき、輝かしい新春をお迎えられますことをお 祈り申し上げ、平成29年第2回甲佐町議会臨時会を閉会いたします。本当にお疲れでござ いました。

閉会 午後2時08分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

甲佐町議会議長

甲佐町議会議員

甲佐町議会議員

甲佐町議会会議録平成29年第2回臨時会

平成29年12月発行

発行人 甲佐町議会議長 緒 方 哲 哉編集人 甲佐町議会事務局長 福 島 明 広 作 成 脳ャパンインターナショナ 帰婦新 Ta (075) 924-2582

甲佐町議会事務局

〒861-4696 上益城郡甲佐町大字豊内 719-4 電話(096)234-1198